第1章 大牟田市 第3次 環境基本計画とは



©2016 大牟田市「ジャー坊」



第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは

第1節 計画策定の背景

1. 大牟田市の現状

本市は福岡県の最南端に位置し、東西 14.06km、南北 10.87km に広がり、総面積が 81.45 km 2 となっています。また、4水系7河川(隈川、堂面川、白銀川、白銀川放水路、 ながみをかっ、あまずをがっ、すっかかっ 長溝川、大牟田川、諏訪川)の二級河川が、東部の三池山や大間山などの低山地帯から西部。 の有明海へ流れています。

人口は、1960(昭和35)年の205,766人以降、減少傾向が続き、2020(令和2) 年で 111,281 人、世帯数は、2000 (平成 12) 年の 50,980 世帯以降、減少に転じ、 2020 (令和2) 年で49,231 世帯となっています。

気象については、1991(平成3)年から2020(令和2)年の30年間での平均気温が 16.5℃と比較的に温暖で、年間降水量は 1,900mm前後と内陸型気候区に属しています。

また、本市は、明治時代以降、三池炭鉱と石炭化学コンビナートの降盛とともに急速な発 展を遂げ、我が国の産業・経済の発展に大きく貢献する一方で、長年にわたる公害問題を経 験し、克服してきた経緯があります。

現在も、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」等の実現に向けて、市民、市民団 体、事業者、市の協働により、環境負荷低減に向けた取組を進めています。

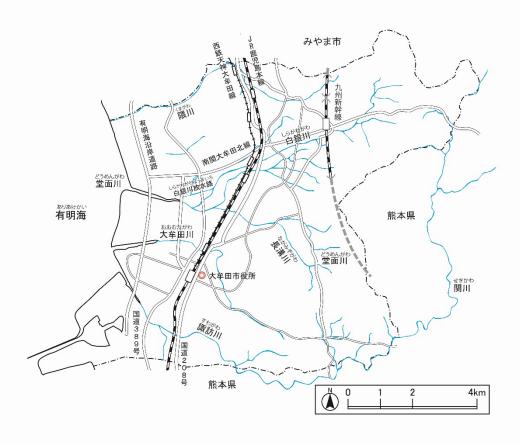


図 1-1 大牟田市域図

2. 地域ごとの特徴

本市の地域ごとの特徴を整理します。

地域の区分は、「大牟田市都市計画マスタープラン 第5章地域別構想」を参考としました。これは、より住民のコミュニティの一体性を踏まえた区分として地区公民館単位の6地域による地域区分を設定したものとなっています。

地域ごとの特徴は、「大牟田市都市計画マスタープラン 第5章地域別構想」の「市民が考える地域のまちづくりの課題」を環境面からの現況と課題の視点で抽出・整理しました。

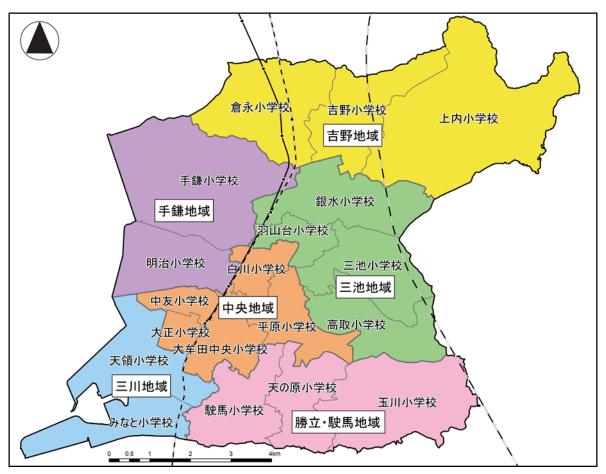


図 1-2 地域区分

(1) **吉野地域(上内・吉野・倉永)**

項目	現況と課題
現況	・吉野地域は、市の最北部に位置し、地域の北側と東側は稲荷山から続く丘陵地の山林や農地に囲まれた自然豊かな地域です。 ・丘陵地の樹園地や広大な田園風景が広がり、緑豊かな自然や生き物を目にすることができる地域でもあります。 ・市街化調整区域内にある農地は、農産物を供給する機能と合わせ、洪水調節機能や良好な景観の形成などの機能を備えています。
	<既存集落の活力の維持> ・市街化調整区域に点在する既存集落では、高齢化率が高く、農業従事者の不足による荒廃農地や老朽空家の増加、コミュニティの衰退などが顕著となっており、農地や山林の適切な保全を図るためにも既存集落の活力を維持する取組が求められます。 <豊かな自然環境の保全・活用>
課題	・吉野地域を象徴する豊富な自然環境の保全と、市民が身近な自然に触れあえる場として の活用及び良好な自然景観の維持が求められます。 ・地域内を流れる白銀川沿いの自然環境の保全と生活に潤いを与える良好な親水空間の確 保が求められます。
	<集中豪雨時の浸水対策> ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。 隈川流域の周辺市や白銀川流域の事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(2) **手鎌地域(手鎌・明治)**

項目	現況と課題
現況	・手鎌地域は、市の北西部に位置し、地域の東側は、甘木山から続く丘陵地がみられ、北側には黒崎公園があります。地域西側には、有明海に面して干拓地や農地が広がり、地域の東西を横断する堂面川や白銀川があるなど、山や海、河川に囲まれた自然豊かな地域です。また、水産資源に恵まれた地域でもあります。 ・新開・健老地区には、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指す「大牟田エコタウン」を有しています。
課題	く豊かな自然環境の保全・活用> ・手鎌地域は、甘木山や黒崎山などの山林と海岸部に広がる農地、有明海の干潟などの多くの自然要素を有する地域であるため、それぞれの自然要素の保全が求められます。 ・甘木山や黒崎山の山頂は、大牟田の市街地と有明海の干潟、広大な農地を一望することができる優れた景観スポットであることから、レクリエーションの場としての活用が求められます。 ・地域内を流れる堂面川や白銀川沿いの自然環境の保全と生活に潤いを与える良好な親水空間の確保が求められます。
	<集中豪雨時の浸水対策> ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。 これらに対応するため、堂面川や白銀川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(3) 三池地域(高取・三池・羽山台・銀水)

項目	現況と課題
現況	・三池地域は、市の東部に位置し、地域の中央部から東部にかけては、大間山、高取山、三池山から続く丘陵地で、多くが山林と農地で形成され、県や市指定の文化財が点在しています。地域の南部から中央部を経て西側には、堂面川や長溝川が流れ、三池山の麓で臥龍梅や紫陽花などが鑑賞でき、三池初市など歴史的な地域行事が開催される地域です。
課題	<豊かな自然環境の保全・活用> ・地域東部に広がる大間山や三池山の豊かな自然環境の保全を図り、山麓に点在する歴史 資源等を活用したレクリエーションの場としての活用が求められます。 ・市街地を流れる堂面川や長溝川沿いの自然環境を保全し、堂面川ふれあい公園などの親 水空間の確保及び充実が求められます。
	〈集中豪雨時の浸水対策〉 ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。これらに対応するため、ため池や堂面川、長溝川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(4) 中央地域(大正・中友・大牟田中央・白川・平原)

項目	現況と課題
現況	・中央地域は、本市の中心に位置し、平野部に市街地が広がる利便性の高い地域です。地域の南部には、延命公園があり、緑豊かな都市空間となっており、公園内には、動物と触れ合いも体験できる動物園があります。また、公園周辺では、緑と調和した良好な市街地環境を維持するために風致地区が定められています。さらに、地域内には、堂面川や大牟田川が流れています。
	<市街地内の居住環境の改善> ・市街地内の空家が増加しているため、住宅地再生に向けた取組が求められます。 ・狭隘道路が多く残り、災害に対し脆弱な地域北部の平原小学校区では、良好な居住環境 の形成に向けた市街地整備が求められます。
課題	< 交通利便性が低い地域への交通確保> ・中央地域は、公共交通の利便性に優れた地域であり、大部分が公共交通機関の利用圏域内に含まれていますが、一部の交通利便性の低い地域に対しては、校区まちづくり協議会等の活用による地元主体の地域交通の取組が求められます。
	<集中豪雨時の浸水対策> ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。 これらに対応するため、堂面川や大牟田川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(5) 三川地域 (みなと・天領)

項目	現況と課題
現況	・三川地域は、市の南西部に位置し、西側には、「明治日本の産業革命遺産」として世界 文化遺産に登録された三池港があり、現在も重要港湾として機能しています。また、三 池港エリアには、旧三池海水浴場があり、干潮時には干潟の生物を観察することができ ます。北部には諏訪公園があり、緑豊かなレクリエーション空間となっています。地域 内の南東部から諏訪公園の横を諏訪川が流れています。
課題	<市街地内の居住環境の改善> ・三川地域は、古くから市街地が形成され、高い人口密度を有しているので、生活道路の整備などの良好な居住環境の形成に向けた市街地整備が求められます。 ・地域東部の斜面地に位置する片平地区は、生活道路などの都市基盤整備が脆弱であり、良好な居住環境の形成に向けた取組が求められます。 ・市街地内では、空家が増加しており、点在する遊休農地を含め、住宅地再生に向けた取組が求められます。
	<集中豪雨時の浸水対策> ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。 諏訪川流域の熊本県や周辺市町、更に事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

(6) 勝立・駛馬地域(天の原・玉川・駛馬)

項目	現況と課題
現況	・勝立・駛馬地域は、市の南部に位置し、地域の東部は、高取山や三池山から続く丘陵地となっており、多くが山林と農地で形成されています。地域の西部には、諏訪川が流れており、諏訪川では自然に親しみ、水辺の自然環境に親しみ、水辺の環境保全の大切さを再認識してもらうためのカヌー事業等が実施されています。また、地域内には「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録された宮原坑や三池炭鉱専用鉄道敷跡があります。
	<市街地内の居住環境の改善> ・勝立・駛馬地域は、生活道路に関しては狭隘道路も多く、災害に対しては脆弱であることから、良好な居住環境の形成に向けた市街地の整備が求められます。 ・市街地内では、空家が増加しており、点在する遊休農地を含め、住宅地再生に向けた取組みが求められます。
課題	<豊かな自然環境の保全・活用> ・市街地を取り囲む農地や三池山の自然環境の保全を図ることが求められます。 ・市街地を流れる諏訪川沿いの自然環境を保全し、生活に潤いを与える良好な親水空間の 創出が求められます。
	<集中豪雨時の浸水対策> ・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。 諏訪川流域の熊本県や周辺市町、更に事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。

3. 大牟田市第 2 次環境基本計画(2012~2021) のふり返り

本市は、2012(平成24)年3月に「大牟田市第2次環境基本計画(2012~2021)を策定し、目指す環境像「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市、おおむた」の実現に向けて、「安全で安心な社会の実現」「低炭素社会の実現」「循環型社会の実現」「自然共生社会の実現」「みんなで創る環境都市の実現」の5つの基本方針を設定して取り組んできました。

その結果、2021(令和3)年度末現在で、当該計画で設定した20項目の「みちしるべ」 (数値目標)のうち、10項目で目標を達成し、5項目で数値が計画策定時よりも向上しています。

表 1-1 みちしるべ(数値目標)

みちしるべ(数値目標)	H22 (策定時)	R2 (実績)	達成 目標	達成 状況
大気環境基準『浮遊粒子状物質』の達成率	22%	100%	100%	達成
大気環境基準『光化学オキシダント』の達成率	0%	0%	100%	未達成
大気環境基準『有害大気汚染物質』の達成率	100%	100%	100%	達成
大気環境基準 『PM2.5(微小粒子状物質』の達成率	0%	100%	100%	達成
大気環境基準『ダイオキシン類』の達成率	100%	100%	100%	達成
水質環境基準『健康項目』の達成率	100%	100%	100%	達成
水質環境基準『BOD(生物化学的酸素要求量』の達 成率	55.6%	77.8%	100%	向上
水質環境基準『ダイオキシン類』の達成率	100%	100%	100%	達成
生活排水処理率	50.8%	66.8%	81.2%	向上
騒音環境基準『道路に面する地域』の達成率	100%	99.7%	100%	後退
家庭用太陽光発電システム設置数	961 基	2,975 基	2,700 基	達成
家庭1世帯のCO2(二酸化炭素)排出量の削減率	*13.1 t - CO ₂ /世帯	*238.7%	6.5%	達成
市民1人あたりの収集可燃ごみ排出量	578g/⊟	580g/⊟	570g/⊟	後退
一般廃棄物の資源化量	6,630t/年	3,308t/年	7,000t/ 年	後退
市内で確認できる絶滅危惧種数	14種	78 種	20 種	達成
市内の全河川全延長のうち環境に配慮した護岸の 整備割合	5.6%	10.4%	10%	達成
市街化区域の良好な緑の保全にむけた保存樹・保存 林の指定面積	8.3ha	9.6ha	10.3ha	向上
環境活動評価プログラムへの参加事業者数	5事業者	6事業者	10 事業 者	向上
環境活動団体数	14 団体	18 団体	30 団体	向上
環境学習講座などの開催回数 ※1. 双成 10 年度の実績値	273回/年	**3130回/ 年	365回/年	後退

^{※1} 平成 19 年度の実績値。

^{※2} 令和元年度の実績値。

^{※3} 令和 2 年度は新型コロナ拡大防止等のため講座等の開催を中止した影響がある。 なお、コロナ禍前の 2015 (平成 27) 年度から 2019 (令和元) 年度の5年平均は 219 回/年であった。

未達成および後退の5項目の一つである「光化学オキシダント」については、環境基準が 全国的にも未達成であり、この原因としては、大陸からの大気汚染物質の移流の影響と考え られます。

「道路に面する地域」の騒音については、「自動車騒音常時監視」において、対象住居等301 戸中の 1 戸が環境基準を超過したことによるものです。

「市民 1 人あたりの収集可燃ごみ排出量」については、令和 2 年 7 月豪雨災害による災害廃棄物の一部が、収集可燃ごみとして排出されたことによるものと考えられます。

「一般廃棄物の資源化量」については、民間事業者による紙などの回収ボックス設置等の 影響により、市が収集する量が減少したことによるものと考えられます。

「環境学習講座などの開催回数」については、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため講座等の開催を中止した影響によるものです。

未達成を含む 20 項目の「みちしるべ」(数値目標)については、今後も良好な環境の保全・創造に資する要素の一つとして取り組んでいく必要がありますので、次期計画の施策において、取組を着実に実施していくことにより達成につなげていくこととします。

4. 計画の策定にあたって

本市では、2002(平成 14)年3月に環境基本条例を制定し、同年4月1日に施行しました。同条例第8条に基づき、第2次環境基本計画(2012~2021)を策定し、めざす環境像を、「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市 おおむた」と定め、その実現に向けて、基本方針のもと各施策に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし近年、気候変動が一因と考えられる異常気象や局地的大雨に伴う洪水・大規模浸水 等が頻発し、数十年に一度といわれるような自然災害が、日本各地のみならず本市において も発生して大きな被害をもたらしています。

国連の機関である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が、2021 (令和3) 年8 月に取りまとめた第6次評価報告書第1作業部会報告書では、気候変動が人間活動によることは疑う余地がないと報告しており、温室効果ガスの排出削減が世界の急務であることを再確認しました。

気候変動の緩和や適応への取組は、地球規模での重要な課題になっています。

我が国も世界各国と歩調をあわせて、2020(令和 2)年 10月に、「人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全・強化によって吸収される量との均衡が保たれた社会である脱炭素社会(カーボンニュートラル社会)を2050(令和32)年までに実現させる。」ことを宣言し、翌2021(令和3)年4月には、気候サミットにおいて、「2030(令和12)年度の温室効果ガス排出を2013(平成25)年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。

2021(令和3)年6月には、これを「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)の基本理念に含めることなどの法改正を行い、さらに、温対法に基づく「地球温暖化対策計画」やエネルギー政策基本法に基づく「エネルギー基本計画」の改訂をはじめ、「国・地方脱炭素実現会議」(2020(令和2)年12月設置)による「地域脱炭素ロードマップ」の策定、政府による「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、農林水産省による「みどりの食料システム戦略」、国土交通省による「グリーン社会の実現に向けた国土交通グリーンチャレンジ」の策定、翌2022(令和4)年には、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」や「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正が行われるなど、気候変動対策への取組が大きく動きつつあり、社会全体がカーボンニュートラルの方向へ動きはじめました。

そのロードマップの中で、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界に広げるために、2030(令和 12)年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したところです。

さらに近年では、気候変動の問題に加えて、プラスチック廃棄物の環境中への廃棄によるマイクロプラスチックによる生態系への悪影響やひいては人の健康への被害も心配されるようになり、また、2010(平成22)年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)で採択された「愛知目標」(生物多様性への危機の克服へのために2020(令和2)年までの取組の強化を訴えた目標)が十分には達成できていないことも明らかになっていて、これらの課題に対する地域でのさらなる取組も必要

になっています。

今後は、温対法及び地球温暖化対策計画 [2021(令和3)年10月22日閣議決定]並びに気候変動適応法及び同法に基づく気候変動適応計画 [2021(令和3)年10月22日閣議決定]を基盤として、2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこととなっています。

このような状況を踏まえて、福岡県は 2022(令和 4)年3月に、環境分野の施策大綱である「第五次福岡県環境総合基本計画(福岡県環境総合ビジョン)」を策定し、また「福岡県生物多様性戦略 2022-2026」、「第二次福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この福岡県環境総合ビジョンでは、第四次計画に引き続きSDGsの考え方を取り入れるとともに「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ」を将来像に掲げ、グリーン社会の実現を推し進めるため、脱炭素社会への移行やワンヘルスの理念に沿った生物多様性保全の取組など、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示しています。

本市においても、気候変動が一因と考えられる、近年の度重なる集中豪雨による浸水被害の発生など、環境面での課題が深刻化してきています。

また、海洋プラスチックごみ問題や食品ロス削減など新たに顕在化した環境問題や、生物 多様性の保全など引き続き取り組むべき課題、人口減少・少子高齢化等に起因する地域課題 の顕在化や社会インフラの老朽化等の進行を踏まえ、地域の環境政策と経済・社会的課題を 同時解決できる具体的な方法とともに、それを具現化するための持続可能な体制を見出すこ とが求められています。

さらに、人々の価値観や生活様式の多様化が急速に進む中、自主的・主体的な環境配慮行動を促進するためには、市民・市民団体・事業者・市の協働による取組が重要となっています。

これらの課題をはじめとして、本市の抱える環境政策の課題に取り組むために、大牟田市第2次環境基本計画の実績を踏まえ、さらに「大牟田市第6次総合計画」の示す目標に基づいて、市民、市民団体、事業者及び市の協働のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「大牟田市第3次環境基本計画」を策定することといたします。

第2節 計画策定の目的

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めていくうえでの指針であるとともに、市民、市民団体、事業者、市の各主体が担うべき役割を明らかにするものです。

本計画は、市の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、「大牟田市環境基本条例」の基本理念に基づいて環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

大牟田市環境基本条例 [2002(平成14)年3月制定] 抜粋

●目 的 (第1条)

この条例は、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球の環境保全に寄与することを目的とする。

●基本理念 (第3条)

- 1. 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
- 2. 良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない。
- 3. 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であることから、すべてのものがそれぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

●環境基本計画 (第8条)

- 1. 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2. 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2)良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3)良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針
- (4)前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3. 市長は、10年ごとに又は社会経済状況の変化等に柔軟かつ適切に対応していくために必要があると認めたときは、環境基本計画を変更するものとする。

第3節 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、「大牟田市環境基本条例」第8条に基づいて、本市のめざす環境像や分野ごとの目標、施策の大綱、配慮指針等を定める環境分野におけるマスタープランとなっています。

このような位置づけのもとで、本計画は「大牟田市地球温暖化対策実行計画」をはじめとする部門別計画や環境分野に関連する計画及び施策を立案するうえでの指針となります。

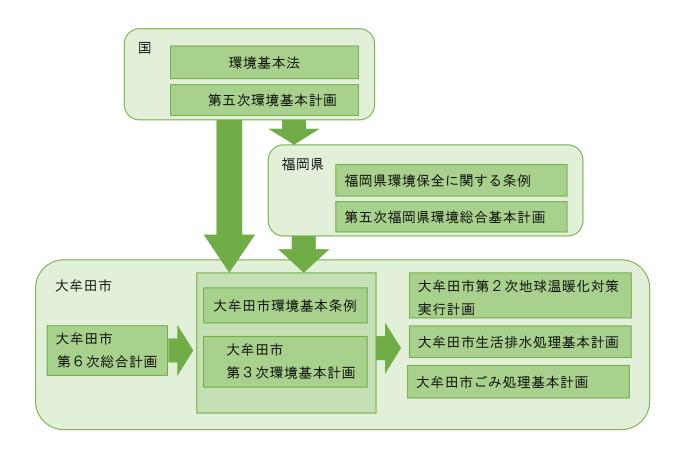


図 1-3 大牟田市第3次環境基本計画体系図

2. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、2022(令和 4)年度から 2031(令和 13)年度までの 10年間です。

なお、環境や社会情勢の変化に適切に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うことと します。

3. 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、本市全域です。なお、市の環境は、周辺自治体とのかかわりも強く、課題によっては、国・県や関係自治体と協力して取り組んでいきます。

4. 計画の対象範囲

計画を実行性のあるものにするためには、施策の対象範囲を整理しておく必要があります。そこで、本計画が対象とする範囲は、大牟田市第2次環境基本計画でも対象範囲としていた「社会環境」、「地球環境」、「自然環境」、「文化環境」及び「生活環境」の各分野とします。

本計画の対象範囲は、おおむね以下のとおりとします。

表 1-2 計画の対象範囲

対象分野	説明	キーワード
社会環境	持続可能な環境保全活動に取り組める 仕組みづくりを目的とします。	環境教育・学習、 空家管理、 環境保全活動、 地域公共交通網の形成
地球環境	世界各国と歩調をあわせた地球規模の 環境問題に対処すべく、取組を実践して いくことを目的とします。	再生可能エネルギー、 省エネルギー、脱炭素
自然環境	健全な自然環境を保全し、生物の生息・ 生育環境の保全と回復を目的とします。	緑地、里山、水辺、 生物多様性
文化環境	景観保全及び歴史・文化遺産の保護などによる快適なまちづくりを目的とします。	景観保全、空家管理、 歴史・文化遺産
生活環境	産業公害及び人の生活で発生する環境 問題(騒音・振動・悪臭等)の抑制と廃棄物 対策を目的とします。	大気、騒音、振動、 悪臭、生活排水対策、 3 R

5. 計画の構成

本計画は、「大牟田市第3次環境基本計画とは」、「大牟田市が目指す環境の将来像」、「施策体系と数値目標」、「施策の展開」、「計画の推進に向けて」の5章構成とします。 本計画の目次構成と大牟田市環境基本条例第8条に規定する環境基本計画に定める事項との関係は以下のとおりです。

大牟田市第3次環境基本計画

第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは

- ・計画策定の背景
- ・計画策定の目的
- ・計画の基本的事項

位置付け、対象期間、対象地域、対象範囲、構成

第2章 大牟田市が目指す環境の将来像

■目指す環境像

豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた

- 基本方針
- 実現に向けたそれぞれの役割

第3章 施策体系と数値目標

- 基本方針と施策の柱
 - ・みちしるべの設定
 - ・大牟田市環境基本計画と SDGs との関係

●第4章 施策の展開

・基本方針 1:持続可能な環境配慮型社会への移行

・基本方針 2:脱炭素社会への移行~地球温暖化防止及び気候変動への適応~

・基本方針 3:循環型社会の実現

・基本方針 4:自然共生社会の実現

・基本方針 5:景観や文化遺産等の未来への継承

・基本方針 6:健康で快適に暮らせる生活環境の形成

● 第5章 計画の推進に向けて

- ・計画の推進体制
- ・計画の進行管理

大牟田市環境基本条例第8条に規定している事項	凡例
良好な環境の保全及び創造に関する目標	
良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱	
良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針	
良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	<u> </u>